

入居契約書

表題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結します。

この証として、当事者は本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保持します。

表題部

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	令和 年 月 日
入居予定日	令和 年 月 日

(2) 契約当事者の表示

入居者	氏名： (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ) 印
事業者	所在地：秋田市下北手松崎字前谷地142-1 名称：有限会社在宅ケアセンター 職氏名：代表取締役 高貝 智一 印

(3) 上記(2)「契約当事者」以外の関係者の表示

身元引受人	氏名： (男・女) 住所： 入居者との間柄：
-------	---------------------------------

(4) 目的施設（表題部記載の契約締結日現在）

施設名称	住宅型有料老人ホームまつざき
施設の種類 及び 表示事項	住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態：利用権方式 利用料支払方式：月払方式（持参又は指定口座振込） 入居時の要件：要支援又は要介護状態の方
開設年月日	令和5年11月6日
所在地	〒010-0051 秋田市下北手松崎字家ノ前13-7
敷地概要（権利関係）	607.85 m ² 事業主体：有限会社在宅ケアセンター 土地所有者：有限会社在宅ケアセンター
建物概要（権利関係）	延床面積 496.82 m ² 木造 地上2階建 事業主体：有限会社在宅ケアセンター
居室の概要	居室 16室（個室16室） 定員16人 居室面積：15.92 m ² ～16.61 m ²
共用施設概要	多目的室（食堂）、談話コーナー、エレベータ、浴室、洗濯室、汚物処理室、屋外階段、

(5) 入居者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

階層・居室番号	階 号室		
居室面積	15.92～16.61 m ²	ベランダ面積	なし
附属設備等	ナースコール、テレビ回線、ベッド、冷暖房設備、天井照明器具、トイレ、洗面台		

※居室の変更は、原則として、お受けいたしかねますので、ご了承ください。

(6) 入居までに支払う費用の内容

敷金がある場合	敷金、前払費用等は頂いておりません。
使途及び算定根拠 【記入不要】	使途：居室の原状回復費用 根拠：家賃相当額の ケ月分
支払方法 【記入不要】	事業者に対して以下の方法で支払います。

(7) 入居後に支払う費用の概要（表題部記載の契約締結日現在）

月払いの利用料	
日割計算で支払われる費用 の 計 算 起 算 日	令和 年 月 日
支 払 方 法	①ホームに持参 ②口座引落し（銀行、信用金庫、信用組合、郵貯、可） ③振込（秋田信用金庫 広面支店 普通預金 No. 0940151 ）
家 賃 相 当 額	39,000円（月額）
管 理 費	15,000円（月額）
使 途	サービス提供に係る労務費、施設設備等の維持管理費として。
食 費	36,000円／月（1日3食で30日の場合） 朝食：300円、昼食：450円、夕食：450円 ※日額1,200円
水 道 光 熱 費	15,000円/月額
持 ち 込 み 家 電 等	持ち込み家電（テレビ等）の追加料金は頂きません。但し、在宅酸素に係る装置等、特別な機器は要相談となります。
そ の 他	実費（理美容費、介護保険サービス自己負担分、オムツ等の介護用品、健康診断費用、嗜好品等）
留 意 事 項	利用月分を翌月末日までお支払いください
消 費 税	税法に則り消費税を負担（上記費用は税込額）

※ただし、生活保護受給者の利用料金は<別紙1>の通りです。

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法その他関係法令、秋田市有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、次に掲げるサービスを入居者に対し、入居者の終身にわたり提供します。

- 一 表題部記載の目的施設の利用
- 二 その他本契約に定める各種サービス

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用の支払いに同意します。

(利用権)

第2条 入居者が居住する居室および他の入居者との共用施設（以下「施設」という）は、重要事項説明書および管理規程に定めるとおりとします。

- 2** 入居者は、施設の全部又は一部について、その所有権を有しません。
- 3** 入居者は、長期不在又は入院中においても、施設の利用権を保有します。

4 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 居室の全部又は一部の転貸
- 二 施設を利用する権利の譲渡
- 三 他の入居者が居住する居室との交換
- 四 その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

第3条 事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 一 健康管理
 - 二 食事の提供
 - 三 生活相談
 - 四 生活支援サービス（但し、介護サービスを除く）
- 2** 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。
- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
 - 二 その他上記に類する行為又は処分

(管理規程)

第4条 事業者は、本契約に係る施設の管理規程を作成し、入居者及び事業者は、これを遵守するものとします。

2 前項の管理規程は、本契約に定める事項のほか、次の各号の項目を含んだものとします。

- 一 居室数及び入居者の定員
- 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担
- 三 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関の概要
- 四 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的な対応方法及び定期的に

行われる訓練等の内容

- 3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲で、事業者において改定することができるものとします。ただし、事業者は運営懇談会の意見を聴いた上で行うものとします。

(施設の管理、運営、報告)

第5条 事業者は、管理者その他必要な職員を配置し、施設の維持管理を行い、本契約に定める各種サービスを提供しつつ、入居者のために必要な業務を行い、施設を運営します。

- 2 事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し、2年間保存します。
- 一 月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二 入居者に提供したサービスの内容
 - 三 緊急やむを得ず行った身体拘束の記録
 - 四 サービスの提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容
 - 五 サービスの提供等により生じた事故の状況及び処置の内容
 - 六 サービスの提供を他の事業者に委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況
 - 七 施設の修繕および改修の実施状況
 - 八 職員、会計、入居者の状況

(地域との協力)

第6条 事業者は、施設の運営にあたっては、地域及び地域住民との交流を図ると共に地方自治体が実施する相談又は苦情処理等に係る業務に協力することとします。

(入居者の権利)

第7条 入居者は、提供されるサービスについて、次に掲げる権利を有します。入居者はこれらの権利行使することにより、事業者から不利益な取り扱いや差別的な待遇を受けることはありません。

- 一 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重されます。
- 二 入居者の個人情報が保護されます。
- 三 入居者自らが選ぶ医師、弁護士、その他の専門家といつでも相談等することができます。ただし、それにより生じた費用は入居者が負担するものとします。
- 四 入居者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束により行動を制限されることはありません。緊急やむを得ない理由で「身体拘束等の行動制限」を行う場合は、手続きにより行うこととします。
- 五 施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室に持ち込むことができます。但し、酸素供給装置など、一部の医療機器等で消費電力が過度に多くなる装置等を使用される場合に関しては、別途協議するものとします。
- 六 事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者、行政機関等に対

して申し出ることができます。

(運営懇談会)

第8条 事業者は、施設の運営等に関して、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

2 事業者は、運営懇談会について、管理規程等に必要な事項を定めるものとします。

(苦情処理)

第9条 入居者は、事業者及び提供するサービスに対する苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情受付の手続き及び記録方法について管理規程等で定め、迅速かつ誠実に対応するとともに適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者が苦情申立を行ったことを理由に何らの不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第10条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生し入居者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して必要な損害賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある場合には賠償額を減じることがあります。

2 事業者は、事故の状況及びその処置等について記録します。

(秘密保持)

第11条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族の個人情報について、個人情報保護法を遵守し、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者等からの事前の同意がある場合を除いて、契約期間中、契約終了後にかかわらず第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は入居者の医療上又は緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に関わらず、入居者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど、業務遂行に正当な理由がある場合には、入居者又はそのご家族の個人情報を用いることができるものとします。

第 2 章 提供されるサービス

(提供するサービス)

第12条 事業者は、提供するサービスの具体的な内容、提供する場所及び職員等について重要事項説明書等において明示します。

2 事業者は、入居者により適切なサービスを提供するため、必要と判断する場合には、提供する場所を、入居者の希望又は管理者の判断により同意の上、施設内において変更する場合があります。

(健康管理)

第13条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意し、重要事項説明書等に定めたサービスを提供し、入居者が健康を維持するように助力します。また、入居者の定期健康診断を管理規程に則って実施します。

(食事)

第14条 事業者は、原則として施設内の食堂等において、1日3食の食事を提供できる体制を整え、入居者に食事を提供します。

(生活相談、助言)

第15条 事業者は、入居者からの一般的に対応や照会が可能な相談や助言を受け、入居者の生活全般に関する諸問題の解決に努めます。

(生活支援サービス)

第16条 事業者は、提供する生活支援サービスについて重要事項説明書等に明示し適切なサービスを提供します。

(催し物の案内等)

第17条 事業者は、施設内において一般的に行うことができる運動や娯楽等のレクリエーションに係る場の提供及び施設内外で行われるイベント等について、利用又は参加する場合の料金等の内容を運営懇談会で話し合い明示します。

第 3 章 使用上の注意

(使用上の注意)

第18条 入居者は施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って、善良の管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

- 第19条** 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。
- 一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること。
 - 二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
 - 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
 - 四 テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること。
 - 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。
 - 六 共同生活を行うにあたり、他の入居者の生活を脅かすような危険行為一般
- 2** 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- 一 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。
 - 二 犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること。
 - 三 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと。
 - 四 施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告、宗教活動等の活動を行うこと。
 - 五 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること。
 - 六 その他、事業者がその承諾を必要として管理規程等に定める行為を行うこと。
- 3 入居者は施設の利用にあたり、次の事項についてあらかじめ事業者と協議することにいたします。事業者は、基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。
- 一 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡の方法、費用の負担及び支払い方法
 - 二 事業者が入居者との事前協議を必要と定める事項
 - 三 その他、入居者もしくは事業者のいずれかにおいて、あらかじめ協議が必要と思われる事項
- 4 入居者が前各号の規定に違反等し、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

(修繕)

第20条 事業者は、入居者が施設を利用するためには必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は入居者が負担するものとします。

- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめ入居者に通知します。入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、修繕に係る費用負担等について、管理規程等に定めることとします。

(居室への立ち入り)

第21条 事業者は、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

- 2 事業者は、火災、津波、地震、風雪災その他の災害等及びこれに準じる事態により入居者又は第三者の生命、財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合、事業者は入居者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその理由と経過を入居者に報告するものとします。

第 4 章 費用の負担

(支払う費用)

第22条 入居者は、施設の入居にあたって、本書に定める、月払い利用料その他の費用を事業者に支払うものとします。

(月払い利用料)

第23条 入居者は、事業者に対して当該入居契約書に定める月払いの利用料を支払うものとします。

2 本条に定める費用について、1ヶ月の満たない期間の費用は、利用月の月日数に応じた日割り計算した額とします。

3 ご不在の場合の料金については、重要事項説明書等に明記します。

(食費)

第24条 入居者は、事業者から食事の提供を受けた場合には、当該入居契約書に定める食費を支払うものとします。

(その他の費用)

第25条 事業者は、月払い利用料のほか、管理費、光熱水費、入居者の希望により提供した各種サービスの利用料等について、入居者の負担となるか等を重要事項説明書等に明記するものとします。

(費用の支払い方法)

第26条 事業者は、月払い利用料その他費用の支払い方法等について、管理規程等に必要な事項を定めることとします。

(費用の改定)

第27条 事業者は、月払い利用料等入居者が支払うべき費用を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。

3 入居者が支払うべき費用を改定する場合は、あらかじめ事業者は入居者及び身元引受人等に通知します。

第 5 章 契約の終了

(契約の終了)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合に本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき。
- 二 事業者が第29条に基づき解約を勧告し、予告期間が満了したとき
- 三 入居者が第30条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解約)

第29条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を将来にわたって維持することが社会通念状著しく困難と認められる場合に、本契約を解約することができます。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
 - 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
 - 三 第19条の規定に違反したとき
 - 四 入居者の行動（作為もしくは不作為）が、他の入居者又は職員の生命および財産等に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができないとき
 - 五 心身の健康上の理由で、ホームでの生活が継続困難もしくは危険であると判断されるとき
- 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は次の各号に掲げる手続きを書面で行います。
- 一 契約解約の通告について30日以上の勧告期間をおく
 - 二 前号の通告に先立って入居者及び身元引受人等に話し合いの機会を設ける
 - 三 解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力する。
- 3 本条1項第四号または五号によって契約を解約する場合は、事業者は前項のほか、書面にて次の手続きを行います。
- 一 医師もしくは担当の介護支援専門員の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく
 - 三 本人または身元引受人の同意を得る

(入居者からの解除)

第30条 入居者は、事業者に対して30日前に解約の申し入れを行うことにより本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目の23時59分59秒をもって、本契約は解約されたものとします。その場合の解約に至るまでの費用は入居者の負担とします。

(明け渡し及び原状回復)

第31条 入居者及び身元引受人等は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。

2 入居者等は、居室明け渡しの際、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

3 入居者等並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(財産の引き取り等)

第32条 事業者は、本契約の終了後における入居者の所有物等を善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

2 入居者又は身元引受人等は、本契約終了後の翌日から起算して30日以内に入居者の所有物等を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項の引き取り期限を書面により通知します。

4 事業者は、引き取り期限経過後に残置された所有物等について、入居者及び身元引受人等がその所有権を放棄したものとみなし、入居者又は身元引受人等の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第33条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さなければなりません。明け渡さない場合、入居者は契約終了日の翌日から起算し、明け渡し日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第28条第1号に該当する場合は、前条第2項に定める所有物等の引き取り期限を本条にいう契約終了日とみなします。

(精算)

第34条 事業者は、本契約が終了した場合において、入居者の事業者に対する支払義務がある場合は、その内訳を入居者及び身元引受人等に明示します。

第 6 章 身元引受人及び返還金受取人等

(身元引受人)

第35条 入居者は、身元引受人をあらかじめ定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由があると認められる場合には、定めなくともよいこととします。

2 身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帶して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めなければならない。

4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引きとるものとします。

(事業者に通知を必要とする事項)

第36条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規程に規定された事業者への通知が必要な事項が発生した場合は、遅滞なく事業者に通知するものとします。

- 一 入居者又は身元引受人の氏名が変更した場合
- 二 身元引受人又は返還金の受取人が死亡した場合
- 三 入居者又は身元引受人について、成年後見制度による後見人、補佐人、補助人の審判があった場合、又は破産の申立て（自己申立てを含む）、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受けた場合及び申立てをした場合
- 四 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結した場合

(身元引受人の変更)

第37条 事業者は、身元引受人が前条第二号又は第三号の規定に該当することになった場合には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することができます。

2 入居者は、前項の請求を受けた場合には、身元引受人を新たに定めるものとします。

(返還金の受取人)

第38条 入居者は、第34条に規定する返還金に係る受取人を1名を定めるものとします。

2 返還金に係る受取人は、身元引受人が兼ねることができます。
3 返還金受取人に支障が生じた場合は、入居者は事業者に対し、直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとします。

(契約当事者以外の第三者の同居)

第39条 入居者は、表題部にある契約当事者以外の方を入居者の居室に居住させること又は同居することはできません。

第 7 章 その他

(体験入居)

第40条 入居対象者で入居検討中の方は、次の条件で体験入居ができます。

- 一 1泊2日から最長2泊3日まで利用できます。
- 二 事業者が指定する1居室を利用できます。
- 三 利用料については、事業者の定める1泊2日3食付の料金×宿泊数でお支払い頂きます。但し、食事をされなかった場合でも、返金はいたしません。
- 四 体験入居中の必要な生活支援サービスは、利用料に含まれています。
- 五 体験入居にあたっては、事業者所定の体験入居への申込と管理規程に定める体験入居に係る規程への同意が必要です。詳細は管理規程別表11をご参照ください。

(入居契約時の手続き)

第41条 入居者等から入居申し込みがなされ、事業者における入居審査を経て、事業者の承諾がなされた後に契約当事者間で入居契約が締結されます。

2 事業者は、本契約の締結に際し、入居者等が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、十分な時間的余裕を持って、重要事項説明書に基づき契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印して、それぞれが保管することとします。

3 事業者は、本施設が介護保険法に基づく、特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームであることを入居者等に理解してもらい、入居者が要支援、要介護の状態において施設による介護保険法に基づく介護サービスは行わず、入居者が個々に介護サービス事業者等と契約を締結することなどが必要となることを十分に説明します。

また、入居者が介護サービス事業者等を選定する際は、施設は、周辺事業者等を紹介するなどの協力をするものとします。

4 事業者は、介護サービス事業者等を施設に併設又は隣接して設置している場合において、入居者が他の介護サービス事業者等を選択し、契約した場合においても入居者に対して不利益が生じるものではないことを説明します。

(費用計算起算日の変更)

第42条 事業者又は入居者が、表題部に記載の各起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面により通知し、協議を行うこととします。

(入居期間の起算日前の解除)

第43条 入居者は、書面等によって事業者に通知することにより、本契約を解除することができます。事業者は入居者に対して受領済みの料金等がある場合は、全額を無利息で返還します。尚、当施設では前払金等は頂いておりません。

2 前項の規定により本契約が解除された場合であっても、事業者は入居者に対して、事業者において入居者受け入れのために発生した費用を請求いたします。その場合、書面により費用内訳等を明示します。

3 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは本契約を解除することができます。この場合、事業者は入居者に対して、事業者において入居者受け入れのために発生した費用を請求いたします。

- 一 入居審査等に関する書類における不実記載や虚偽の通知等、その他不正な手段で入居しようとしていることが入居予定日以前もしくは日割計算で支払われる費用の計算起算日以前のうち遅い日までに判明したとき
- 二 正当な理由がなく、入居予定日までに入居されず、連絡が取れないとき

(誠意処理)

第44条 事業者及び入居者は信義誠実をもって、本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者と入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

3 本契約の各条項において変更手続きの記載がない場合の変更手続きもしくは本契約の各条項そのものに係る内容変更については、運営懇談会又は関係当事者と協議を行い、書面を以てこれを行うこととします。

(合意管轄)

第45条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、秋田地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを事業者並びに入居者はあらかじめ合意します。

附則 令和5年1月6日 制定施行